



NCC 日本キリスト教協議会

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18-24 振替 00180-4-75788
TEL: 03-6302-1919 FAX: 03-6302-1920
E-mail: general@ncc-j.org http://ncc-j.org

NATIONAL CHRISTIAN COUNCIL IN JAPAN

JAPAN CHRISTIAN CENTER 24, 2-3-18 Nishiwaseda, Shinjuku-ku, Tokyo, 169-0051 JAPAN
Phone: 81-3-6302-1919 Fax: 81-3-6302-1920
E-mail: general@ncc-j.org http://ncc-j.org

靖国神社秋季例大祭における首相・閣僚の参拝及び真榊奉納に抗議する

内閣総理大臣 岸田文雄様
参議院議長 尾辻秀久様
経済産業大臣 西村康稔様
経済再生担当大臣 新藤義孝様
経済安全保障大臣 高市早苗様

私たち日本キリスト教協議会（NCC）靖国神社問題委員会は、靖国神社の春季・秋季例大祭ごとに、歴代の首相及び閣僚に対し、日本国憲法第20条3項「政教分離原則」を厳格に守り、参拝や真榊等の奉納を行なわないように要請してきた。しかし、今年も秋季例大祭において岸田文雄内閣総理大臣は、靖国神社秋季例大祭の日に合わせて10月17日に「内閣総理大臣 岸田文雄」の名で真榊奉納を行い、尾辻秀久参議院議長も「参議院議長 尾辻秀久」の名前で同日に真榊奉納を行った。また、16日に西村康稔経済産業大臣が、17日に新藤義孝経済再生担当大臣と高市早苗経済安全保障大臣が参拝を行った。高市早苗大臣は玉串料を納めた際、「国务大臣 高市早苗」と記帳している。憲法尊重擁護義務を負う立場にありながら、公然と「内閣総理大臣」、「参議院議長」、「国务大臣」の肩書を付して奉納及び参拝を行ったことは、明白に「公的」立場での行為であり、日本国憲法第20条3項の政教分離原則違反である。

靖国神社は、戊辰戦争以来、天皇の側に立って戦死した兵士を「英霊」として祀り、顕彰するために創られた神社であり、国民を積極的に戦争に動員し、侵略戦争へと駆り立てる役割を果たしてきた。首相や閣僚らが、これらの歴史の反省を重く受け止めず、同神社への参拝・奉納行為を繰り返すことは、日本政府が歴史に対して無反省であることを国内外に宣明するのに等しい。

旧統一協会と政治との関りについて、厳しい目が向けられているのと同様に、首相や閣僚と靖国神社との関りについても厳格にとらえられなければならない。首相らはその行為を「私的なもの」としたとしても、首相らの行為は、特定の宗教である靖国神社への関心と呼び起こし、その活動を「援助・助長・促進」する効果を持つと言わざるを得ない。

首相、参議院議長、及び閣僚が、一宗教法人である靖国神社の例大祭に参拝や真榊を奉納したことを厳重に抗議し、以後、憲法第20条3項に定める「政教分離原則」規定、及び第89条の「公金の支出の禁止」規定を厳格に遵守し、同様の奉納や参拝を行わないよう強く要請する。数か月後には新年を迎えるが、年頭の伊勢神宮参拝も全く同様である。

2023年11月6日

日本キリスト教協議会（NCC）靖国神社問題委員会
委員長 星出卓也